

【共通選抜】

県立高等学校（定時制）の受検料・入学料の納付方法について

県立高等学校の受検料・入学料は、原則出願サイトを利用してクレジットカード、コンビニエンスストア又はページで納付していただくことになります。

県立高等学校を志願する場合や県立高等学校に入学する場合は、次の手順により受検料・入学料を納付してください。

I 受検料 < 950円 > + システム利用料	（ クレジットカード払い：42円 コンビニエンスストア及びページ払い：220円 ）
1 納付方法	
(1) 出願サイトで志願情報を申請してください。 (2) (1)の申請後、支払方法を選択してください。	
<< 注意 >> 1 横浜市立高等学校、川崎市立高等学校、横須賀市立高等学校を受検する場合も納付方法は同じです。 2 二次募集の志願の場合は、※願書提出の際に、高等学校の窓口にて現金もしくは納付書で受検料を納付してください。 ※ 出願サイトによりません	
2 支払方法	
クレジットカード、コンビニエンスストア及びページ	
3 納付期間	
令和7年1月23日（木）～1月29日（水）正午	
<< 注意 >> (1) 志願情報申請後、受検料の納付が可能になります。 (2) 期間内の納付がなかった場合は受検できませんので、ご注意ください。	
4 受検料の返還	
一度納付された受検料は、原則として返還しません。ただし、次のような場合は、返還します。返還を受けようとする場合は、中学校または志願先の高等学校に備え付けてある「 還付請求書 」を募集期間終了日の翌日から10日以内（郵送の場合は、当日消印有効）に神奈川県教育委員会教育局行政部財務課財務指導グループへ提出してください。	
(1) <u>志願先が市立高等学校である</u> にもかかわらず、誤って出願サイトで県立高等学校を志願先とし、受検料を納付してしまった場合（ 志願情報校長承認後は返還しません ）。	
(2) 県立高等学校の受検料を納付後、 願書を提出するまでの間に進路変更をした、又は志願そのものを取りやめた （ 志願情報校長承認後は返還しません ）。	
(3) <u>志願先が定時制の課程である</u> にもかかわらず、誤って出願サイトでの登録を 全日制の課程 としてしまい、そのまま受検料を納付してしまった。	
(4) 一度納付した後に、 受検料の減免 が決定した、又は、 受検料の減免 が決定していたが、出願システムに減免情報が登録される前に受検料を納付してしまった場合。	
※ システム利用料は返還の対象外となります。	
5 その他	
志願先の高等学校の窓口で、現金納付もできますが、原則、上記の納付方法から納付してください。やむを得ない理由で現金納付を希望される方は、現金納付申込書に必要事項を記載の上、志願先の高等学校の窓口で納付してください。 また、現金納付には手続きに時間を要するため、十分な余裕をもって納付してください。	

II 入学料 < 2,100円 > + システム利用料	（ クレジットカード払い：92円 コンビニエンスストア及びページ払い：220円 ）
入学料も受検料と同様に、出願サイトを利用して納付していただきます。納付期間、納付方法については、合格発表の時に各高等学校から御案内します。	

※受検料・入学料の減免制度については、「志願のてびき」に記載していますので御参照ください。